

| 安城市農業委員会議事録（定例会） |                                              |
|------------------|----------------------------------------------|
| 日 時              | 令和6年12月23日（月）<br>開会 午後2時30分<br>閉会 午後3時30分    |
| 会 場              | 安城市役所本庁舎3階 第10会議室                            |
| 委員会を構成する委員数      | 法第8条による委員数 14名<br>法第18条による委員数 28名            |
| 出席委員数            | 法第8条による委員数 12名<br>法第18条による委員数 26名            |
| 欠席委員             | 都築 英治委員、横山 淳子委員、水越 謙二推進委員<br>加藤 日登志推進委員、     |
| 議長               | 会長 林 茂樹                                      |
| 事務局              | 仲道事務局長、近藤事務局課長、池田課長補佐、杉浦係長、曾我主査、池田主事、大橋主事、青山 |
| 議事録署名者           | 8 犬塚 伊佐夫 委員<br>9 太田 千尋 委員                    |

## 会議の記録

午後 2 時 3 0 分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の 2 名を指名

議事録署名者は 8 番 犬塚 伊佐夫委員 9 番 太田 千尋委員

また、欠席者は 7 番 都築 英治委員 12 番 横山 淳子 委員

9 番 水越 謙二 推進委員 24 番 加藤 日登志 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第 1 第 50 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員のものと受けないものに分けて審議いたしますので、ご承知ください。

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第 1 第 50 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 107 番から 113 番の 7 件です。

申請内容は、農地の所有権移転をするものが 6 件、地上権を設定するものが 1 件です。

譲受人及び借受人の理由は、農耕に精進するためが 4 件、農業経営基盤の拡大を図るためが 2 件、排水管を埋設するためが 1 件です。

譲渡人及び貸渡人の理由は、相手方の要望によるためが 2 件、農地を管理することが困難なためが 2 件、公正証書による遺言のためが 2 件、排水管を埋設するためが 1 件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき「議事参与の制限」を受けるものから審議します。

まず、岩瀬正則委員に関する事項から審議いたしますので、岩瀬正則委員は退席していただきます。

それでは、岩瀬正則委員に関係する事項は、1 ページ目の受付番号 1 0 7 番に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続きまして、岩瀬正則委員に関係する事項を除く事項について審議いたします。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第 2 第 5 1 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について及び日程第 3 第 5 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第 2 第 5 1 号議案 農地法第 4 条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号 1 3 番から 1 6 番の 4 件です。転用施設別に見ますと、農家住宅が 1 件、農業用倉庫が 1 件、駐車場が 1 件、自己用住宅が 1 件です。

お配りしています、『農地法第 4 条の規定による許可申請について 1, 0 0 0 m<sup>2</sup>以上の案件位置図』をご覧ください。表紙をめくっていただきますと、1, 0 0 0 m<sup>2</sup>以上の案件の位置図を添付しておりますので、場所の確認をお願いいたします。

続きまして、日程第 3 第 5 2 号議案 農地法第 5 条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 1 1 0 から 1 2 1 番までの 1 2 件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が 5 件、駐車場が 4 件、資材置場が 1 件、物流施設が 1 件、工場が 1 件です。

先ほどご確認いただいた、『1, 0 0 0 m<sup>2</sup>以上の案件位置図』と書かれた資料をもう一度ご覧ください。4 条の位置図の次のページに、5 条の説明資料を添付しております。

1 ページ目をご覧ください。

本案件は、受人である●●が渡人の所有する田を転用し、自動車部品を運搬す

る物流施設を整備するものです。●●は、●●に本社を置き、運送業を行っている法人で、事業の拡大に伴い新たに施設を設置する必要があるため、本申請を検討するに至りました。

資料 1 ページが位置図となっており、赤枠で囲われた箇所が申請地となっております。続いて 2 ページが申請地周辺の地目がわかる資料となっております。

次に、3 ページが土地利用計画となっております。排水計画について、雨水排水は敷地内の油分分離槽を経由し、地下貯留槽にて流出量を調整した後、敷地北側の既設水路へ排水します。汚水排水は、敷地北側の公共下水道へ排水します。

また、資金計画についても申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

本申請地については、令和 6 年 1 1 月に農振除外の通知を受けています。立地基準ですが、10ha 未満の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第 2 種農地に区分され、許可基準は住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、許可できる農地と判断しております。

説明案件を含む 5 条申請いずれの転用計画についても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

説明案件のほかに申請面積 1,000㎡以上の案件については、受付番号 111 番の資材置場を 4 ページに、受付番号 121 番の自動二輪車製造工場を 5 ページに位置図を添付しておりますので、場所の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、12月12日に杉本哲哉委員と都築英治委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第 4 第 53 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第 4 第 53 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号21番の1件です。内容審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

#### □ 日程第5 報告第12号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第5報告第12号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号28番から30番の3件です。転用行為別にみますと、共同住宅の建築が1件、敷地の拡張が1件、住宅の建築が1件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号85番から96番の12件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が9件、分譲用宅地用地が1件、駐車場の設置が1件、共同住宅の建築が1件です。

続きまして、農地法第18条の合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号193番から204番の12件です。解約事由別にみますと、転用するため8件、自作するため2件、売却するため2件です。

最後に、取下願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1・2番の2件です。取下事由としましては、いずれも一体利用地の粘土採掘場の計画が中止となったためです。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について曾我主査から次のとおり説明があった。

#### 1 農用地利用計画変更申出について

本日配布したA4の用紙、農用地利用計画申出総括表をご覧ください。左肩に訂正版と記載させていただいております。

本資料は令和6年11月に申出のありました農用地利用計画の変更申出の総括表となっています。

今回の申出の内容は、農用地区域からの除外が9件ございまして、住宅等が6件、資材置場・駐車場が3件の合計9件、4,723㎡でした。

裏面をご覧ください。申請箇所についてですが、一番右の行にございます案件の集落性及び土地改良区情報等の記載が漏れておりました。いずれの案件も集落性及び土地改良事業完了から8年以上が経過し、立地要件を満たしていることを確認してある旨追記いたしました。大変失礼いたしました。

1000㎡以上の案件は別紙の協議依頼事項、農地利用計画変更申出と記載のある関連資料に記載しておりますので、場所の確認をお願いします。

該当案件は9番の1件で、根崎町にて建設業を行っている事業者が、事業拡大用地を求めて、資材置き場の増設をするものです。

なお、現地調査につきましては、12月12日に杉本哲哉委員と都築英治委員にお願いし、実施いたしました。

これらの案件については、本委員会でご了承いただくことができましたら、愛知県知事との事前協議の手続に移らせていただくことになります。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、杉浦係長から次のとおり説明があった。

## 2 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更について説明いたします。

まず、この基本構想がどういうものかについて、説明をさせていただきますので、事前送付資料の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について」と書かれたA4の用紙をご覧ください。

農業の経営基盤を強化するため、農業経営基盤強化促進法という法律がありますが、この法律に基づき、都道府県が農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めることになっています。今回、変更する基本構想とは、この県が定める基本方針に即して、市町村が定めるもので、農業経営基盤の強化の促進に関する目標などを定めることとされています。

この農業の経営基盤を強化するための目標などを基本構想で定めることにより、市は認定農業者制度や、現在の利用権の設定等といった施策を行うことがで

きます。

そして、基本構想を定め、又は変更しようとする場合には、関係者の意見を聴くこととされておりますので、このたび、農業委員会にて協議依頼事項として諮らせていただきました。

それでは、変更の理由及び内容について説明させていただきます。

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法など法律が改正され、利用権の設定等には、市町村が定める農用地利用集積計画から、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画に変更となりました。現在は、経過措置といたしまして、従来どおり農用地利用集積計画を定めております。この農用地利用集積等促進計画にて利用権の設定等を行う場合には、県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針に適合するか否かを判断するものであり、現在の基本構想に規定する農用地利用集積計画の促進に関する事項を適用することができなくなります。そのため、今回の変更において、基本構想の農用地利用集積計画の促進に関する事項を削除するものです。

具体的な規定の変更箇所は、新旧対照表の17ページから28ページ、40ページから45ページに記載された規定を削除する内容となっております。

その他、条項の見直しなど細かい変更点の説明は、省略させていただきます。

最後に今後の予定としましては、変更の法手続きを行い、令和7年4月に変更したいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長の質疑を諮ったところ、全員意義なく了承。

### 3 生産緑地の買取希望者の調査依頼について

上記の協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

1 ページ、資料1をご覧ください。

市の都市計画課に買取り申出のあった生産緑地で、公共施設用地として市及び関係機関に買取希望の照会を行った結果、希望がなかった案件がございました。この申出案件について、生産緑地法第17条の2の規定により、農業委員会に買取希望者の調査についての依頼がございましたので、耕作を希望される方が取得できるよう、調査のご協力をお願いします。

申出のあった生産緑地は、●●町地内の2筆で、面積は426平方メートル、買取希望価格は●●万円と伺っております。所在地は2ページに示しております。

この件につきまして、農業従事のための買取り希望者がいらっしゃいましたら、1月20日までに事務局へご連絡くださるようお願いします。

説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について農務課振興係福田専門主査から説明があった。

## 1 認定農業者の認定について

認定農業者の認定状況について説明させていただきます。

3ページ資料2の上の表をご覧ください。令和3年から令和7年の各年1月1日現在の認定農業者数を示しています。

直近の令和7年1月1日現在の認定農業者数は表の一番右上の131者となります。

この認定農業者数131者については、令和6年の133者に令和7年1月1日までに①の新規認定のあった2者を加算し、③認定期間満了の1者と⑤取消の3者を除いた数値となっています。

続いてその131者の類型別の認定農業者数の内訳につきましては下の表のとおりです。

131者のうち、単一経営の方が85者、複合経営の方が46者となっています。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

## 2 認定新規就農者の認定について

上記について農務課農政係高橋係長から次のとおり説明があった。

「農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者の認定について」ご報告をさせていただきます。4ページの資料3をご覧ください。

認定新規就農者とは、新規で農業経営を始めた又は始める予定の農業者の内、「青年等就農計画」という、経営開始から5ヶ年の事業計画を市に提出し、その計画が実現可能なものであること、また市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想で定める基準に適すると認められた者のことを表します。

計画の認定におきましては、申請内容について「安城市地域担い手育成総合支援協議会」へ意見聴取をさせていただき、適当であると認められたものが認定されることとなっております。令和6年に認定された、1名について、紹介させていただきます。

●●様におかれましては、●●町にて施設野菜、いちごを栽培されています。

制度が開始された平成26年から令和5年までに、認定を受けた認定新規就農者は、資料に記載のとおり18名お見えになり、●●様を加えまして、累計で19名となりました。

以上、簡単ではありますが、「農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者の認定について」の報告となります。ありがとうございました。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○石川 和明推進委員

15番の方ですが、今までは住んでいる所の改善組合でしたが、農地は●●ですがルールが変わったのか気がかりです。

先ほど質問しませんでしたでしたが、認定農業者の人数が年々減っているのがさみしい状況です。市を挙げて認定農業者が育つ環境づくりが必要だと思います。

○高橋係長

15番●●さんについては、●●でやられているのでしょうか。

○石川 和明推進委員

ハウスは●●で、住んでいるのは●●です。認定農業者の位置付けが、今までは●●の改善組合で対応していたのではないかと。ルールが変わったのかどうか。

○林会長

認定を受けるのにどちらの改善組合で受けた方がいいのか。

○石川 和明推進委員

今までは、●●で対応していたと思います。いつの間にか変わったのか。

○高橋係長

即答ができないので、調べます。

○杉浦 和彦委員

令和6年7月1日に新規就農された●●さんですが、改善組合は●●で入っていますが、住んでいるところは●●だそうです。今は、ルールが変わったかもしれませんね。

○高橋係長

●●さんは●●に住んでいる方で、圃場が●●なので改善組合は●●ということですね。

○杉浦 和彦委員

今はそのようになっているので、ルールが変わっているかもしれませんね。

○菱田 政量委員

私は●●だけど、やっているのは●●ではない。変えなければいけないのか。●●でいちじくをやっている。改善組合を●●に変えないといけないのか。複合でやっている場合は自分と、息子で場所が変わってきてしまう。4月で更新の申請があるので変える必要があるのか。

○高橋係長

確認させていただきます。

○石川 和明推進委員

今までは、住んでいるところの改善組合だったと思う。

○林 会長

名古屋から安城に通っている人もいる。地区外から安城に作りに来ている人もいる。どちらでも選択できるようにしておいた方がいいと思う。

○仲道事務局長

皆さんのお話を聞くと、市内の方と市外の方で運用は違うと思います。これからは、通いの農家も出てくると思います。実際に圃場があり作業しているところで改善組合に入った方が都合が良いこともあると思います。県に確認してご回答させていただきます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、以下の連絡報告事項について、杉浦係長より説明があった。

### 3 不耕作地・違反転用農地の指導結果について

不耕作地・違反転用農地の指導結果についてご報告いたします。農業委員及び推進委員の皆様におかれましては、長期間にわたる調査及び指導にご協力をいただき、大変ありがとうございました。本日は、その結果についてご説明をさせていただきます。

では、5ページ、資料4をご覧ください。

始めに、(1)の不耕作地につきましては、今年度は対象となる156筆、101,431㎡の所有者に指導文書を送付いたしました。

このうち、指導により改善された面積は32,028㎡でしたので、解消率は約32%でございました。一方、未改善の農地は69,403㎡であり、市内の総農地面積の3,612haに対する未改善農地の割合は約0.19%という結果となりました。

令和5年度との比較では、令和6年度は、指導前の指導対象となる不耕作地面積が増加しており、また、解消面積も減少しているという結果でした。令和4年度以降の3か年において、同じ傾向にあることから不耕作地対策についての検討が必要であると考えております。

次に(2)の違反転用農地につきましては、今年度は105筆、80,651㎡で、解消面積は1,987㎡(2筆、No.21、54)でございました。指導後の違反転用率にして約0.22%でした。違反転用農地につきましては、解消に結び付けるのは、なかなか難しい状況にありますますが、違反転用農地を増やさないように違反転用農地の所有者に対して地道に指導を続けることはもちろんですが、早期発見、早期対応に留意してまいりたいと考えております。

資料の6ページから11ページには、不耕作地の指導対象とした農地一覧を、12ページから16ページには、違反転用農地の指導対象とした農地一覧を記載しております。不耕作地、違反転用農地ともに、表の右から2番目の列に「指導文書」という欄がありますが、この欄に「○」が記載された農地につきましては、「安城市農地等の適正管理に関する指導要綱」に基づきまして、1月中旬ごろを目安に農業委員会会長と市長名の連名による指導文書を送付いたします。

そして、本日の報告をもって今年度の農地パトロールの強化期間はいったん終了しますが、農業委員会にとってこうした活動は、当該期間の内外を問わずいつでも行うべき業務でもあります。したがって、なお改善がなされない現場につきましては、今後も引き続き監視と指導を続けてまいりますので、委員の皆様におかれましてもご協力をお願いいたします。

なお、今年度の活動に対する手当てにつきましては、1月の報酬時にお支払いをさせていただく予定でございます。

この件についての説明は、以上でございます。

#### 4 粘土採掘現場の現地調査に係る是正指導結果について

1 1月7日に施工中の粘土採掘現場を調査し、2事業者に対して計7点の是正指導を行いました。是正期限である12月13日までに、全事業者からは是正完了の報告を受けております。

#### 5 農業委員会視察研修について

17ページ、資料5をご覧ください。先月の定例会にて口頭でお伝えさせていただきましたが、2月5日水曜日に日帰りの視察研修を計画しております。視察先は岐阜県の瑞浪市農業委員会を予定しております。

当日の行程につきましては、午前8時50分にさくら庁舎前にご集合いただき、大型バスにて、午前に瑞浪市農業委員会を訪問いたします。その後、瑞浪市内にて昼食をとり、午後は瑞浪市内の産直施設「きなあた瑞浪」に立ち寄り、帰路となります。安城市役所に到着する時刻は16時を予定しております。

次に、瑞浪市農業委員会についてご紹介させていただきます。18ページをご覧ください。これは、岐阜県農業会議より提供いただいた資料で、令和5年度の瑞浪市農業委員会の取組み内容です。瑞浪市農業委員会は、委員全員にタブレットを配布し、タブレットを活用して、会議資料や活動記録簿のペーパーレス化を実施しているとお聞きしております。本市農業委員会でも、タブレットを有効活用するため、瑞浪市の先進的な取組みを参考にさせていただきたいと考えております。

この視察研修につきまして、本日皆様の出欠の確認をしたいと考えておりますので、本日の開催通知と合わせて送付いたしました視察研修の参加報告書の提出をお願いいたします。

#### 6 次回予定

次回でございますが、1月22日（水）の午後1時30分から、本庁舎3階大会議室にて運営委員会を、午後2時30分から第10会議室にて定例会を、定例会後に研修会を予定しております。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○杉浦 和彦委員

粘土採掘の跡地を農地に戻すにあたりマニュアルみたいなものはあるのか、今後作る予定はあるのか。縦に暗渠を掘ると排水が良くなると聞いた。粘土の採掘跡は排水が悪くなるので返す時の条件に入れてほしい。

地域計画について、営農部会から質問があり、国から下りて安城市に来た時に安城市ルールで厳しくなっていないかと言われた。今までグレーでやっていたことを細かく決めることによってやりにくくなるような話があった。ルール上どうなっているのか。

○林 会長

粘土採掘場は現状復旧するように地域によっては堆肥を入れてもらうところもある。賃料は別に粘土屋からもらったりしている。縦の暗渠はやっていない。地力が足らなくなるのでやってもらったりしている。地域によって違うので他の地域はわからない。

○神谷 力委員

現状復旧をする際、土の敷き方に基準はあるのかと以前聞かせてもらいましたが、高棚は長年粘土屋が決まっているので相対で暗渠を入れてもらう場合もあるし、土壌改良の改良剤を入れてもらう場合もある。場面場面で話をしながら決めてきている。他に基準があればということで聞かせてもらいました。もし提案しているところがあればと思います。

○岩瀬 正則委員

現状戻しで、1町掘るなら段差をなくして1枚で戻すよう希望している。基本は現状戻しで堆肥は入れてくれません。

○杉浦 和彦委員

相対でやるしかないのか。細かく決めれないのでそうやってやるしかない。

○石川 和明推進委員

市役所でルールがあるのでは。

○杉浦係長

安城市でも埋戻しのルールはあります。掘ったところは基本埋戻ししていく中で、表層部分の表面の作土部分はそのまま戻していただく、そこから60cm以上は中床の土を入れていただくというルールは伝えておりますが、それ以上のルール化はないです。

○林 会長

地域計画については厳密にしていない。安城の場合はそこまで言っていない。認定農業者は色を入れて、10年後までに辞めたい人は誰が作るか決めてくれると良いかなという感じだと思います。後は、農業者同士の交換とか、今からやっていく感じだと思います。

○杉浦 泰昭推進委員

色を塗ってしまうと、覆すのに時間と労力がかかってしまうのではないかな。

○杉浦係長

杉浦和彦委員の質問にもありましたが、安城市は厳しいのかということでしたが、安城市では国に準じてやっているのもので特別厳しいものではないです。上乘せしているものではない。その中で、国から言われているのは地域の目標で将来的に誰が耕作するのか話し合って色塗りしてくださいと言うものです。将来までわからない、話し合いが成立しないはありますので、基本的には今の利用権の部分を色塗りしていただくのが第1ステップです。その上で、将来的な話し合いをした中で他地区の営利作ですとか、耕作がやりづらいので集めてやりたいとか話があれば詰めて話していただきたい。一旦、地域計画を作った後に変更できないものではないので、耕作者同士で話し合ってみ直すことも想定しております。次のステップは数年先になるかもしれませんが、その中で検討をお願いします。

議長が質疑を諮ったところ、全員意義なく了承。

午後3時30分、議長は閉会を宣する。